

# 議会運営委員会会議録

(令和4年9月2日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和4年9月2日(金)  
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	山下正敏	委員	嘉喜山茂
委員	石川秀夫	委員	金繁典子
委員	那須芳人		

欠席委員

副委員長 鷹野正志

出席委員外議員

副議長 佐々木史仁

傍聴委員外議員

議員 少林法子

職務のため出席した者

議会事務局長 本多幸雄 局長補佐 小松一恵

説明のため出席した者

(総務課)

課長 立花慶司

(企画財政課)

課長 清水雅人

本日の委員会に付した案件

- (1) 議事日程について
- (2) 一般質問の方法について(通告順)
- (3) 議案の概要説明とその取扱いについて
- (4) 請願・陳情等の取扱いについて
- (5) その他

開会 10時00分

閉会 11時01分

○山下委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

議会運営委員会の招集をしましたところ、本日の委員会に出席をいただき、ありがとうございます。本日、鷹野副委員長と原田議長は、体調不良のため欠席です。愛南町でもコロナが猛威を振るっておりますが、皆さんはぜひ管理に気をつけていただきたいと思います。

今回、9月定例会は決算議会ということで、令和3年度の予算がどのように執行されたか、それを審議する大切な議会です。いつも以上に慎重に協議をしていただきたいと思います。

それでは、協議事項に入りたいと思います。

議事日程について、会議録署名議員、12番、山下、13番、那須議員。

会期の日程、8日間で、9月9日から9月16日までの8日間です。

諸般の報告、議長活動状況報告、例月出納検査報告、陳情の取扱い報告、議員派遣結果報告は、9月9日の初日です。

所管事務調査の件（委員長報告）、総務文教常任委員長、石川委員長、産業厚生常任委員長、鷹野委員長が、初日の9月9日に行います。

続きまして、議会活性化特別委員会の中間報告について、委員長報告があります。議会活性化特別委員会の金繁委員長が行います。これも初日の9月9日です。

続いて、一般質問の方法について、通告順で、1、金繁議員、2、鷹野議員、3、池田議員、4、少林議員が行います。

それでは、一般質問のことについて、何か御意見ありませんか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 まず、4番の少林議員の国葬についてなんですけど、その最後のくだり、たら話というところがあって、判断することとなった場合、これがちょっといいのかどうかという疑問と、よく議長が言われておるように、その他の質問で、数とかは聞くなということがああるんです。数字とか。

（発言する者あり）

○嘉喜山委員 その中で、3番、4番で……。

○山下委員長 私語は慎んでください。

○嘉喜山委員 あるわけなんですけど、これが果たしてふさわしいかどうか、ちょっと私は疑問に思います。

○山下委員長 今、嘉喜山議員から御意見がありましたけど、皆さんどのように思いますか。

石川委員。

○石川委員 仮の、想定を含めて、事実ではない、こうなった場合とかいうことで一般質問するのは、執行部としても答えようがないんじゃないかなと。これ、政策というよりも、これちょっと難しいというか、仮定の話を出してきて議論するというのはいかがなものかなと。事実に基づいて議論とか、政策について話すのは問題ないと思いますけど、仮定の話で話をしてもこれ議論にならないんじゃないかなと思います。

○山下委員長 ほかの方の意見ございませんか。

金繁委員。

○金繁委員 この少林議員の質問1の最後のところですよ、国からの要請がなくっていう、この2行のことですよ。

○山下委員長 そうです。

○金繁委員 まず、国からの要請がなくというのは、もう要請しないことは決定しているので、仮定ではないですよ。

その次の、弔慰の表明は自治体や現場で判断することになった場合、判断することは当然できるので、形式的にはなった場合と仮定形式で書いてありますけれども、判断できることはで

きるの、これを聞いていけないということではなく、ここを本人が当日、工夫するかどうか分かりませんが、実際は仮定の話ではないので、私はこれでいいと思います。

○山下委員長 これはちょっと金繁委員に。これはもう仮定の話ではないんですかね。

○金繁委員 仮定の話では……。

○山下委員長 もう決定ですか、これ。

○金繁委員 はい、国から要請しないということは。

○山下委員長 しないということは、決定なの。

○金繁委員 岸田首相が、閣議決定でたしかそうなったと思います。国は要請しないと。ただ、地方自治体レベルで、教育委員会とかが独自に判断する可能性はあるという状況だと思います。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 この、漠然として、国からの要請がなくというのはいろんな要請がありまして、今、閣議決定されている内容は、弔慰を要請しないということであって、弔慰以外のことはまだ決まっていないと思いますけど。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 まさにこの2行で少林議員が問題にしているのは、弔慰の表明について国からの要請がなくということだと私は読みました。それ以外のことは彼女は入れていないんじゃないんですかね。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 これ文章的に読むと、国からの要請がなくというのは、いろんな要請がありますから、私が理解しているのは、弔慰の要請がなくというふうには読めるんですけども、それ以外の、これもこの、なくということは、なかったらというふうには読めると思うんですよ、日本語的には。だから、仮定の話がこの文章の中で私は読み取れると思うんですけど。

それと、もしこの文章を生かすとすると、弔慰の表明は自治体や現場で判断しますかということだったらまだ文章的には分かるんですけど、なった場合と言われてもそれは仮定の話で、これは議論にならないんじゃないかなと私は思いますけど。

○山下委員長 一般質問の趣旨というのは、行政の事務一般に関することの質問だと私は思うんですよ。これ国の話で、これが一般事務に関することなのか、私はどうもちょっとそういう理解はできないんですよ。

金繁議員。

○金繁委員 国からの要請が、要請はしませんと決定しています。

各自治体、教育委員会などで独自の判断をすることはもちろんできますよね。なので、これはまさに地方自治に関して議員が質問できることです。実際、ほかの議会、内子町でももう議会に同じような質問が出されていますし、ほかの議会でも、県内でも既にもう出されております。愛南町だけ出さない、抑えるということはできないと思うんですけど。

○山下委員長 これ議論なんで、委員の方の考え方を今お聞きしておるんで、最終的にはこれ一般質問、本人の考えで、本人がやると言えば止めることもできん問題なんですけど、委員の皆さんからちょっと意見が出たんで。

今、3人の委員の皆さんから御意見出ましたが、那須委員の意見は。

○那須委員 こういう議論で、この時間を使わんといけんような質問すること自体が私はおかしいなと思うので、本人にこの部分は取り下げられないかというふうな要請を委員長のほうからしたらいかがでしょうか。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 私はそれは議員の質問権を、言わば押さえつけることなので、議運でやれることではないと思いますけど。それはやってはいけないことではないですか。

○山下委員長 議会運営委員会の仕事の中で、一般質問に関すること、いろいろ二十何項目ありま

して、ずっとあるんで、中にそれは、一般質問に関することっていうのがあるんで、そこで別に議運での結論を出して、私はそれはいいんじゃないかと思えますけど。

金繁委員。

○金繁委員 それは形式的なチェックについてはできますけど、内容の是非について、例えばプライバシー、誰かを誹謗中傷するとか、プライバシーに関することとかはもちろんいけませんけれどもっていう確認をここでできますけど、議運で中身のチェックをする、それで取り下げるべきというのはできないと、できないはずですよ。

私、1期目に図書館建設について質問入れていたら、これを削除できないかと打診されたことがありますけれども、それはやったらいけないことですよ。違いますか、事務局長。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 一般質問につきましては、議長のほうがこういった議会運営委員会のほうに諮って、最終的に議長が許可をするという流れになっております。その範囲内で考えていただければと思っております。

以上です。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 議運がチェックして、要請するのは、先ほど委員長が言われたように、要請をしたとしてもあくまで議員には言論の自由がありますから、当然議員として、委員長からの助言を受け入れるか受け入れないかというのは、議員本人の問題だと思いますので、私は別に、こういう議運でこういう意見があったということを本人に伝えることはやぶさかじゃないというふうに思います。

○山下委員長 那須委員。

○那須委員 別に議員の質問権を奪っておるわけではないので、どうですかと、こういうことでしたらおかしいんじゃないですか、取り下げたらいかがですかということを打診したらどうですかと言っただけです。

それと、先ほど嘉喜山委員が言われた3の1とか、こんなものは前にもありましたけれども、担当課に行って聞けばいいことで、わざわざ一般質問で聞くことでないんで、こういうことは委員長、議長のほうからきちんと、一般質問はこういうものですよというのを教えてあげないといけないと思いますよ。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 私の考えを述べておきます。賛同したと記録が残ったらいけないので。

先ほど那須委員が、これは1の内容について判断して、これをやめたらどうかとうことはできると、石川委員も同じことを言われましたけれども、私は抑圧すると言っただけで、議員の発言権を否定するものとは言っていない。抑圧すること自体が私は議会の在り方として問題だと思います。議運の在り方として問題だと思います。

以上です。

○山下委員長 はい、金繁委員の意見はよく分かりました。

それでは、4人の委員のうち3名の方がそういう助言をすべきだということなので、助言をすることよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 そしたら、後で、委員会終了後、委員長のほうから少林議員に対して助言をいたします。

ほかに、一般質問で何かございませんか。

それと、先ほど那須委員からの数、数字を聞くとかいうことも、併せて助言をいたします。一般質問、ほかにないようですよ、次に移ります。

議案の概要説明とその取扱いについて、理事者提案に関するものは28案です。報告3案、

承認1案、決算認定11案、条例の改正1案、契約1案、補正予算3案、諮問2案、同意6案です。

理事者提案に係る議案について、説明を求めます。

最初、総務課長から、条例関係の議案についての説明をお願いいたします。

立花総務課長。

○立花総務課長 私のほうから議案のそれぞれのポイントを説明させていただきます。なお、補正予算及び決算が関連する議案につきましては、清水企画財政課長が説明をいたします。

それでは、報告第5号、専決処分第6号の承認を求めることについて（損害賠償の和解について）、説明します。

この専決処分は、公用車を運転中に起こした自動車事故に関し、相手方と損害賠償の和解をするため、議会に報告するものであります。

2ページを御覧ください。

1の和解の相手方は、記載のとおりです。

2の事故の概要は、令和4年6月6日、環境衛生課の職員が宇和島地区広域事務組合環境センターの駐車場において、駐車していた相手方の右側前部を毀損させたもので、3の和解の額は、相手方車両修理費用の全額14万8,000円であります。

当日は、山本環境衛生課長が提案の説明をいたします。

次に、第41号議案、愛南町手数料徴収条例の一部改正について説明します。

本案は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことから、本条例の一部改正を提案するものであります。

2ページの新旧対照表を御覧ください。

本条例第2条第1項第14号は、犬に装着されているマイクロチップを鑑札とみなすことに伴い、狂犬病予防法上の犬の登録手数料を徴収しないこととしたため、「登録手数料」を「登録に係る手数料」に改め、第16号は、飼い犬からマイクロチップを取り外した場合は鑑札の装着が必要となるため、「再交付手数料」を改正案のとおり改めます。

当日は、山本環境衛生課長が提案の説明をいたします。

次に、第42号議案、R4魚神山漁港海岸保全施設整備連携工事請負契約について説明します。

本契約は、魚神山地区において、離岸堤の基礎工及び消波ブロック製作、据付けを施工するもので、議会の議決が必要なため、提案するものであります。

この工事の入札は、8月22日に執行しており、1の契約の目的、2の契約の方法は、記載のとおりであります。3の契約金額は、9,658万円、4の契約の相手方は、株式会社明正建設であります。2ページは施工場所で、魚神山漁港真浦地区、3ページから5ページは平面図、断面図、標準断面図で、桃色の部分が今回の実施部分になります。

当日は、長田水産課長が提案の説明をいたします。

次に、紙ベースでお配りしております、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について説明します。

人権擁護委員の委嘱につきましては、町長が議会の意見を聞き、候補者を法務局に推薦し、法務大臣が委嘱することとなっておりますが、御荘地域の吉田公己氏、城辺地域の荒谷栄次氏が、本年12月31日で任期満了となることから、お二人の再任を推薦するものであります。参考資料として、お二人の住所、経歴を添付しております。

当日は、清水町長が一括にて提案の説明をいたします。

次に、こちらも紙ベースでお配りしております、同意第1号から同意第5号までの、愛南町固定資産評価審査委員会委員の選任について説明します。

この件につきましては、8月24日開催の議員全員協議会において説明しておりますので、

本会での説明は割愛させていただきますが、現委員の任期が本年11月14日に満了することから、5名の委員の選任について、議会の同意が必要なため、提案するものであります。

当日は、清水町長が一括にて提案の説明をいたします。

最後に、こちらも紙ベースでお配りしております、同意第6号、愛南町教育委員会委員の任命について説明します。

この件につきましても、8月24日開催の議員全員協議会において説明しておりますので、本会での説明は割愛させていただきますが、現委員の中田ふさ氏の任期が本年11月15日に満了になることから、上原京子氏の任命について、議会の同意が必要なため、提案するものであります。

当日は、清水町長が提案の説明をいたします。

以上で、私からの説明を終わります。

○**山下委員長** 次に、企画財政課長から報告、決算認定、補正予算関係等の議案について説明をお願いします。

清水企画財政課長。

○**清水企画財政課長** 最初に、報告第3号、令和3年度愛南町の健全化判断比率の報告についてを説明いたします。

愛南町の令和3年度の健全化判断比率についてですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、及び将来負担比率は指標として該当しておりません。実質公債費比率は9.0%であります。

続きまして、報告第4号、令和3年度愛南町の公営企業会計に係る資金不足比率の報告について説明をいたします。

愛南町の公営企業会計に係る資金不足比率ですが、上水道事業会計、病院事業会計、小規模下水道特別会計、浄化槽整備事業特別会計、旅客船特別会計、いずれも該当しておりません。

なお、この2議案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく定例的な報告であり、係数的に特に問題となる箇所はなく、決算認定議案と同様、既に監査委員の審査に付して意見を頂いております。

当日は、私が一括で説明をいたします。

続きまして、承認第6号、専決処分第7号の承認を求めることについて（令和4年度愛南町一般会計補正予算（第2号））について説明いたしますので、7月補正予算概要説明書の3ページを御覧ください。

国の新型コロナウイルス感染症関連の支援策として、昨年度に実施した給付金事業の対象世帯が、今年度新たに拡充されたことに伴い、歳入歳出それぞれ4,314万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ152億8,954万9,000円とするものです。速やかに給付事務を行う必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、7月12日付で専決処分をしております。

拡充の対象となるのは、令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯及び家計急変のあった世帯でありまして、1世帯当たり10万円、対象世帯数を430と見込み、事業費4,314万1,000円を歳出に追加しております。歳入につきましては、国庫支出金において、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費補助金14万1,000円及び同事業費補助金4,300万円を追加しております。

当日は、木原副町長が提案説明をいたします。

続きまして、認定第1号、令和3年度愛南町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第11号、令和3年度愛南町病院事業会計決算の認定についてまでの11件について説明をします。

令和3年度愛南町歳入歳出決算書を御準備ください。

今回につきましても、例年同様、決算の審査会において御審議されるものと思いますので、

歳入歳出決算額と実質収支額のみ説明いたします。

まず、認定第1号、一般会計についてですが、決算書の298ページを御覧ください。

歳入決算額は173億9,964万4,000円、歳出決算額は165億2,965万2,000円で、差引額は8億6,999万2,000円となりますが、繰越明許費繰越額が1億706万9,000円ありますので、これを差し引いた実質収支額は7億6,292万3,000円となっています。

次に、認定第2号、国民健康保険特別会計について、330ページを御覧ください。

歳入決算額は30億2,402万8,000円、歳出決算額は30億919万3,000円、歳入歳出差引額・実質収支額ともに1,483万5,000円となっています。

認定第3号、後期高齢者医療特別会計については352ページを御覧ください。

歳入決算額は3億3,413万円、歳出決算額は3億2,130万3,000円、歳入歳出差引額・実質収支額ともに1,282万7,000円となっています。

認定第4号、介護保険特別会計については390ページを御覧ください。

歳入決算額は32億2,501万4,000円、歳出決算額は31億9,813万6,000円、歳入歳出差引額・実質収支額ともに2,687万8,000円となっています。

認定第5号、小規模下水道特別会計については414ページを御覧ください。

歳入決算額は1億9,635万1,000円、歳出決算額は1億9,429万9,000円、歳入歳出差引額・実質収支額ともに205万2,000円となっています。

認定第6号、浄化槽整備事業特別会計については438ページをお願いいたします。

歳入決算額は1億5,787万8,000円、歳出決算額は1億5,672万2,000円、歳入歳出差引額・実質収支額ともに115万6,000円となっています。

認定第7号、温泉事業等特別会計については460ページをお願いします。

歳入決算額は9,308万4,000円、歳出決算額は8,647万円、歳入歳出差引額・実質収支額ともに661万4,000円です。

認定第8号、旅客船特別会計については480ページを御覧ください。

歳入決算額は3,093万8,000円、歳出決算額は3,091万6,000円、歳入歳出差引額・実質収支額ともに2万2,000円となっています。

認定第9号、公共用地先行取得事業特別会計については500ページを御覧ください。

歳入決算額・歳出決算額ともに8,620万2,000円で、歳入歳出差引額・実質収支額ともにゼロ円です。

ここまでの9件の決算認定議案につきましては、守口会計管理者が一括で説明をいたします。

続いて、認定第10号、愛南町上水道事業会計の決算について説明をいたします。

別冊の上水道事業会計決算書の7ページの上段を御覧ください。

収益的収入、水道事業収益は7億3,653万6,298円、下段、その支出決算額、水道事業費用は6億9,685万6,168円であります。9ページ上段、決算額、資本的収入は1億7,684万2,000円、下段の資本的支出決算額は4億2,244万7,583円で、支出に対する不足額は、欄外記載のとおり補填しております。

当日は、山本水道課長が説明をいたします。

続きまして、認定第11号、愛南町病院事業会計について説明いたします。別冊の病院事業会計決算書の5ページ上段、決算額を御覧ください。

収益的収入、事業収益は6億8,576万1,607円、下段、その支出決算額、事業費用は6億5,458万4,522円であります。

7ページを御覧ください。

上段、決算額、資本的収入は3,040万円、下段、資本的支出決算額は8,818万8,168円で、支出に対する不足額は、欄外記載のとおり補填しております。



当日は、赤松国保一本松病院事務長が説明をいたします。

続きまして、第43号議案、令和4年度愛南町一般会計補正予算（第3号）について、9月補正予算概要説明書により説明をいたしますので、概要説明書の3ページを御覧ください。

今回の補正予算は、9月補正予算会計別総括表の上段、一般会計に記載のとおり、歳入歳出それぞれ4億9,139万1,000円を追加し、総額を157億8,094万円とするものです。

それでは、主な内容について歳出から説明いたしますので、7ページを御覧ください。

2款総務費については、旧馬場集会所トイレ改修等による①町有管理地活用管理事業を、次にウェブ広告強化による②ふるさと寄附金事業を、支所移転に伴う③一本松支所維持管理事業を、地区要望により④緊急避難道整備事業を、最後に⑤ヘリポート整備事業などを計上しております。

3款民生費につきましては、南宇和地区更生保護サポートセンター移転に伴う①更生保護事業を、②介護保険特別会計繰出金などを計上しております。

4款衛生費につきましては、空調設備工事などで①城辺保健福祉センター管理運営事業を、オミクロン株に対応したワクチン接種で②新型コロナウイルスワクチン接種事業を、③上水道事業会計補助金などを計上しております。

6款農林水産業費につきましては、地区要望などに対応する①農道維持補修事業、②水路維持修繕事業を、県営事業の事業費変更による③県営土地改良事業負担金を、森林環境譲与税を活用した担い手確保育成対策補助金を含む④森林環境整備事業を、地区要望などに対応する⑤漁港施設維持管理事業を計上しております。

7款商工費につきましては、愛南版応援金としての①新型コロナウイルス感染症対策中小企業者経営支援事業を、ふるさと寄附金増額を狙った②ご当地キャラクター活用事業を、③あけぼのリフレッシュゾーン維持管理事業などを計上しております。

8款土木費につきましては、地区要望等により①道路維持整備事業を、町道真浦2号線の②道路新設改良事業を、集落・避難路保全斜面地震対策による③砂防事業等を、東浜団地改修による④住宅改修事業を計上しております。

9款消防費につきましては、救助工作車購入による①消防施設整備事業を、満倉消防詰所整備に係る②消防団設備整備事業を計上しております。

10款教育費につきましては、長寿命化計画改定による①教育委員会事務局庶務事務を、旧赤水小解体による②閉校施設等管理事業を計上しています。

次に、歳入についてですが、上段を御覧ください。

主な内容を記載しておりますが、主な財源は、地方交付税、各種事業実施に伴う国・県等の支出金、それと前年度繰越金、町債などとなっています。なお、前年度繰越金の増額に伴い、財政調整基金の取崩しを減額しております。

当日は、木原副町長が提案説明をいたします。

次に、第44号議案、令和4年度愛南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。資料は、同じく概要説明書の3ページになります。

今回の補正予算は、上段の表、中ほどのとおり、歳入歳出それぞれ2,309万7,000円を追加し、総額を32億8,309万7,000円とするもので、主な補正の内容は、介護給付費準備基金積立金、保険給付費等交付金超過交付返還金であります。

当日は、土幡高齢者支援課長が提案説明をいたします。

最後に、第45号議案、令和4年度愛南町上水道事業会計補正予算（第2号）について、補正予算書により説明いたします。水道事業の補正予算書、3ページを御覧ください。

今回の補正予算のうち、収益的支出については、大久保山地区水利施設整備事業等負担金を、資本的支出については、内海地区配水管移設事業実施測量設計業務を計上しています。詳細に

つきましては、13ページ及び14ページのとおりでございます。

当日は、山本水道課長が提案説明をいたします。

以上で説明を終わります。

○山下委員長 ただいま両課長から説明がありました。

質疑はありませんか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 教育委員のことについてお聞きしたいんですけど、教育行政の組織及び運営に関する法律の中に、第6条に、地方公共団体の常勤の職員もしくは地方公務員法第28条の5何とかかとかの職員と兼ねることができないとあるということで、学校教育課長からは、それは大丈夫ですとは言われたんですけど、でも、地方公務員法の22条の2の内容を見ると、ちょっと疑念があるんですけど、この辺、大丈夫なんでしょうか。

○山下委員長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。

学校教育課長のほうが、先般の全員協議会で報告をさせていただく際に、事前に総務課のほうに今、嘉喜山委員が言われました公務員法の第22条の2、これに抵触するのかどうかという確認がございました。

学校教育課長が御説明させていただきましたとおり、新たに任命をする方につきましては、会計年度任用職員の中のパート職員という形で任命をしておる関係がありますので、この分について抵触はしないという形で総務課のほうでは確認をしております。

以上です。

○山下委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 ということは、地方公務員法の22条の2、1項1号に該当するということですか。

○山下委員長 立花総務課長。

○立花総務課長 申し訳ございません、その1項に該当するか、ちょっとそこの部分は今、持ち合わせていないので、明確にはお答えはできないんですけども、先ほど申しましたようにパート職員というところであれば、抵触はしないという確認は取っております。

以上です。

○山下委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 地方公務員法の35条で職務に専念する義務というのがあるので、ちょっと私はこれからすると本当に大丈夫かなと、いまだにちょっと疑念は払拭できないので。

○山下委員長 立花総務課長。

○立花総務課長 今の御意見を踏まえまして、改めて確認はさせていただきますが、先般の議員全員協議会で報告する際には、そこまでの確認は取っているつもりであります。また状況に応じては報告させていただきます。

以上です。

○山下委員長 よろしいですか。ほかに何か質疑はありませんか。

ないようですので、続いて、議会提案に関するものは、初日はありません。

議案の審議方法、一括提案、報告第3号、令和3年度愛南町の健全化判断比率の報告についてと、報告第4号、令和3年度愛南町の公営企業会計に係る資金不足比率の報告についての2議案は、関連性があるため一括提案とし、質疑は別々に行うということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続いて、認定第1号、令和3年度愛南町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第11号、令和3年度愛南町病院事業会計決算の認定については、続けて11議案の提案説明を行い、最終日に質疑、討論、採決を別々に行うということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 次に、諮問第1号と第2号の人権擁護委員候補者の推薦については、2議案は関連性があるため一括提案とし、質疑は別々ということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続いて、同意第1号から第5号の愛南町固定資産評価審査委員会委員の選任についての5議案は、関連性があるため一括提案とし、質疑は別々に行うということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、決算認定の質疑の方法です。

認定第1号、一般会計決算の認定については、歳出は1から4款、6から8款、9から14款の3つに区切り、それぞれ3回とし、歳入は全般で3回ということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続いて、認定第2号、国民健康保険特別会計決算の認定についてから、認定第9号、公共用地先行取得事業特別会計決算の認定についてまでの8特別会計については、歳入歳出全般を通じて行うということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、認定第10号、上水道事業会計決算の認定についてと、認定第11号、病院事業会計決算の認定についてまでの2企業会計については、決算書全般を通じて行うということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続いて、補正予算の質疑の方法、第43号議案の一般会計補正予算については、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑を行うということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 第44号議案の特別会計補正予算については、歳入歳出全般を通じて質疑を行うということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続いて、第45号議案の事業会計の補正予算については、予算書全般を通じて質疑を行うということによろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続いて、請願・陳情の取扱いについて、受理件数は4件です。請願はありません。別紙陳情等一覧表のとおり、陳情が4件出ております。

陳情等について御意見はございませんか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 ないようでしたら、議員に写しを配付ということによろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 では、そういたします。

続いて、その他、追加議案、理事者提案については。

立花総務課長。

○立花総務課長 理事者提案の追加議案については、予定のほうはございません。

以上です。

○山下委員長 続いて、議会提案について、議会事務局に確認をいたします。

本多事務局長。

○本多事務局長 現在の予定としまして、閉会中の所管事務調査、そして議員派遣の2件を考えております。議員派遣につきましては、先般の8月24日の全員協議会の中で報告をいたしました。一部、変更等がございますので報告をさせていただきます。

10月13日、高知県立県民文化ホールで予定しておりました四国地区町村議会議長会研修

会並びに令和4年度第2回町議会議員研修会は、コロナ感染症対策によりまして中止となりました。

あと、7月末に開催予定でございました、愛媛県の町村議会議長会の第1回議会議員研修会につきましては、動画配信ということになっていたんですが、動画が視聴できるようになりましたので、10月の21日と24日の2日間で研修を実施させていただきたいと思っております。

なお、この際に、新個人情報保護法施行に伴う議会の研修についても併せて行いたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○山下委員長 これについて、何かありませんか。

ないようですので、続きまして、議会……。

石川委員。

○石川委員 この愛媛県の研修は、2回、2日にわたってやるということなんやけど、ボリュームが相当あるんですか。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 これが、講師の先生が2コマ、2人おりまして、1人が先般来ていただいた土山先生なんですけども、その動画の配信時間が1時間43分、そしてもう一方、長内先生という方なんですけど、この方も1時間ちょっとあります。また、個人情報の関係の研修も1時間程度を予定しておりますので、少しボリュームがあるので2日間に分けさせていただいたということです。

以上です。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 これ、ボリュームもあるんやけど、できたら1日にまとめたほうが。2日に分けてという方法もあるでしょうけど。それはちょっと一回検討されたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 そういった御意見いただきましたので、一応議員派遣につきましては、2日間で予定させていただいて、実際行う際はもう一度協議をさせていただくということでよろしいでしょうか。

○山下委員長 よろしいですか。

○石川委員 はい。

○山下委員長 では、そうしてもらいます。

続きまして、議会運営委員会の開催日は、今のところありません。追加議案があれば、9月17日、金曜日、9時から開催をいたします。

続いて、会期中の常任委員会の開催日、今のところ、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会も予定はありませんが、閉会中に所管事務調査を実施する場合は、各常任委員会委員長は、所管事務調査申出書を12月17日、月曜日、17時までに事務局に提出をお願いいたします。よろしいですか。

続いて、議員全員協議会です。

今回、決算審査会、一般会計と、決算審査会、特別企業会計を2つあるんですが、この前の全協で2日に分けてやったらどうかという意見が出たんですが、委員の皆さんの意見をお聞きします。

石川委員。

○石川委員 2日でいいと思います。

○山下委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 私も賛成です。

○山下委員長 全員の皆さんが2日ということなので、予定、2日でしたいと思います。

それでは……。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 ちょっとこの全協のことで、追加で説明させてください。

毎年、例年資料を出していたと思うんですけど、今回も入札減少金等を活用した事業一覧表をこの勉強会というか審査会の折に出したいと思いますので。ただ資料は提出しますが、その資料についての説明はいたしませんので、御了知ください。

以上です。

○山下委員長 よろしいですか。

石川委員。

○石川委員 それ、当日に資料を提出されて、それを、その当日読み込めということですか。

○山下委員長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 できるだけ早く、書類出てきたら掲載したいと考えておりますので、お願いします。

以上です。

○山下委員長 那須委員。

○那須委員 決算の審査ですから、審査会ですから、こういう資料が欲しい、ああいう資料が欲しいと言ったときには迅速に出してもらえるように、今手元にありませんからと時間をかけずに。まあ予測は難しいやろうけども、その辺のところを連携を取って、すぐに資料を出していつもらえるようにお願いします。

○山下委員長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 またそのようなことを各担当の課長には伝えたいと思います。

以上です。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 もう一つお願いなんですけど、この主要施策の説明、報告書がありますよね。これすごくいいもので、本当に勉強になるんですけど、これの見方、例えば左上に総合計画とのつながりを番号で示したりとか、右上に継続とか書いてあって、でもこれ新人議員が見たときに、そこまで読み込むのなかなか難しいんですよ。だから、マニュアルというか1ページ、簡単な1ページでいいので、これは総合計画と連携した番号を振っていますとか、簡単なマニュアルを1枚、共有で議会全員が見れるようにアップしていただけるといいなと思います。

それと、この前、個人的には聞いたんですけど、主要施策とはそもそも何かという定義も入れていただけるとありがたいです。お願いします。どうでしょうか。

○山下委員長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 マニュアル的な1ページ程度のもので、また御提示したいと思います。

○山下委員長 それでは、決算審査会については、9月12日、月曜日、午前10時から一般会計、13日、火曜日、午前10時から特別会計及び企業会計で、2日間開催することといたします。

それでは、議会資料1の時間割、時間割参照を御覧ください。

決算審査は議長の進行により、財産に関する調書は全般を通じて質疑、一般会計については、歳出決算の事項別明細書により款を追って、歳入決算は全般を通じて質疑、特別会計については、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑、公営企業会計については、決算書全般として議員からの質疑に答える形でよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 以上で、執行部は退席をお願いいたします。

(執行部退席)

○山下委員長 続いて、その他です。

初日、9日は、第43号議案、一般会計補正予算（第3号）についての提案説明までにとどめ、質疑、討論、採決は、最終日、16日とするということによろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○山下委員長 続いて、服装については、申合せ事項のとおり、9月定例会は上着を着用しなくてよい、ネクタイの着用は自由です。今回、いろいろあいなんポロシャツの着用を認められています。

新型コロナウイルス対策について、前立てが設置してある演台のみマスクを外して発言可、休憩時に机等の消毒と換気を行うので書類が飛ばないように注意、傍聴席については距離を空けて22席とし、22名を超える場合は議場前にテレビを設置する。

続いて、議会基本条例の検証について、事務局の説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 議会基本条例の検証について説明をさせていただきます。

資料の2を御覧ください。

この検証結果につきましては、今年3月に報告したところですが、令和4年度分の検証方法等について、準備を進めたいと思っておりますので、前回と同様の資料を用意させていただいております。

今後、今日この検証方法等について決定をしていただくというのではなくて、スケジュール案にも示しているんですけども、12月頃までにこの議会運営委員会の中で検証方法等について決定をしていただきたいというふうに考えておりました、その資料を本日提供させていただいております。

資料の1の（1）、検証の方法についてなんですけども、一応この3案、示させていただいております。

1つが大洲市等の例なんですけども、これは条文ごとに検証を行うものです。

2番目、松山市なんですけども、これにつきましては、検証項目をまず決定しまして、それに各条文をひもつけて、各項目ごとに検証を行おうというものです。

3番目につきましては、愛南町のものなんですけども、愛南町につきましては昨年度、初年度ということもありまして、4月から12月までの9か月間の検証ということになりましたので、議員に条例の運営状況について意見を聞いたものをまとめたという形となりました。

今回、この委員会のほうで決定していただきたいのが、今の検証の方法、そして次の検証対象期間になるんですけども、これについては前回決定していただいたとおりで、1月1日から12月31日ということで決定されたと思いますので、これについては、今年度については令和4年1月1日から令和4年12月31日までの検証対象期間ということで御了承をいただけたらと思っております。

次に、2なんですけども、これは今後の検証の流れについて、事務局案を示しております。

1のとおり、今年の12月中までに議会運営委員会におきまして検証方法等を決定して、検証シートを作成いたします。それを5年の1月に議員全員に配付しまして、評価と理由の記載を依頼いたします。そして、それを集計しまして、令和5年2月に検証をこの委員会のほうで行います。そして、その結果を3月に議員全員協議会で報告するという流れとしてはどうかというふうに考えております。その中で、仮に条例について改正が必要という結果になりましたら、4月以降にそういった改正についての協議を進めていくということになるかなと思っております。

3の県内の事例につきましては、検証期間について各自治体がどのように考えているかということをお示しさせていただいております。

以上です。

○山下委員長 ただいま説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○山下委員長 ないようですので、その他、ほかに委員の皆さん、何かありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○山下委員長 ないようですので、以上で議会運営委員会を終わります。

お疲れさんでした。

委員長